

住民基本台帳カードによる転入・転出と 住民基本台帳カードの継続利用について

住民基本台帳カード（以下、「住基カード」といいます。）による転出届の手続きの際には、転出証明書が発行されません。住基カードを持参のうえ、転入届を行ってください。

■転入届の際には必ず「住基カード」をお持ちください。

「住基カードをお持ちの方」及び「住基カードをお持ちの方と同時に転出される同じ世帯の方」は、原則として「転出証明書」の発行はありません。「住基カード」を利用した転入手続きとなりますので、転入先の市区町村で転入手続きをする際には、必ず「住基カード」をお持ちください。

- 転入手続きをする際、「住基カード」に設定してある暗証番号の入力が必要になります。
- 「住基カード」をお持ちの方が一人いれば、同時に転出される同じ世帯の方全員の転入手続きができます。
- 「住基カード」をお持ちの方と同じ世帯の方であれば、「住基カード」の名義人以外の方でも代理で転入届を行うことができます。その場合は、事前に「住基カード」の名義人の方に暗証番号を確認しておいてください。
- 転出届により届け出た転出予定日から30日、または転入した日から14日を経過した場合は、「住基カード」による転入はできません。「転出証明書」が必要となります。
- 「住基カード」が使用できる状態（有効期限内であり、一時停止手続きをしていないこと）でない場合、「住基カード」による転入はできません。「転出証明書」が必要となります。

■「住基カード」の継続利用手続きについて

- 「住基カード」が使用できる状態（有効期限内であり、一時停止手続きをしていないこと）であること。
- 「住基カード」に設定してある暗証番号の入力が必要になります。
- 転入届と同時に、継続利用の手続きをする場合
転出届により届け出た転出予定日から30日、または転入した日から14日を経過した場合は、「住基カード」の継続利用の手続きはできなくなり、その「住基カード」は失効となります。
- 転入届をした日より後に、継続利用の手続きをする場合
転入した日から90日を経過するまでに「住基カード」の継続利用手続きを行わない場合は、その「住基カード」は失効となります。

※ 失効となった「住基カード」は返納してください。

■電子証明書（公的個人認証サービス）について

電子証明書（公的個人認証サービス）は住所の変更により失効します。必要な方は、電子証明書を搭載したマイナンバーカードを申請してください。

※住基カードの発行は平成27年12月に終了しています。

本庄市役所 市民課 0495-25-1113
児玉総合支所 市民福祉課 0495-72-1333